

印西市入札・契約制度の改善について

(平成25年3月)

本市では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を確立するため、入札契約手続きの改善に努めていますが、より一層の改善を図るため平成25年4月1日から下記のとおり実施することとします。

(1) 低入札価格調査基準価格、低入札失格基準価格及び最低制限価格の算定方法の見直し

- ・各基準価格算定に使用する率を見直します。
- ・平成25年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札に適用します。

低入札価格調査制度

対象：総合評価方式及び1億円以上の一般競争入札の工事

【低入札価格調査基準価格】

—	現 行	改 正 案
設 定 範 囲	予定価格の2/3～85%	予定価格の70%～90%
《 費 目 》		
直 接 工 事 費	95%	95%
共 通 仮 設 費	90%	90%
現 場 管 理 費	60%	80%
一 般 管 理 費	30%	30%

【低入札失格基準価格】

《 費 目 》	現 行	改 正 案
直 接 工 事 費	75%	75%
共 通 仮 設 費	70%	70%
現 場 管 理 費	60%	70%
一 般 管 理 費	30%	30%

最低制限価格制度

対象：500万円を超え1億円未満の工事

【最低制限価格】

—	現 行	改 正 案
設 定 範 囲	予定価格の70%～85%	予定価格の70%～90%
《 費 目 》		
直 接 工 事 費	90%	95%
共 通 仮 設 費	85%	90%
現 場 管 理 費	60%	80%
一 般 管 理 費	30%	30%

(2) 制限付き一般競争入札参加資格要件設定基準の見直し

- ・制限付き一般競争入札の資格要件について、地域要件を設定する場合の標準的な事業所の所在地等を以下のとおり見直します。
- ・平成25年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札に適用します。

【現 行】

建設工事（土木一式、舗装工事）

発注金額	事業所の所在地	等 級
1 億円以上		経営事項審査総合評定値 により設定する
1 億円未満 6,000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内、県内	A B
6,000 万円未満 3,000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内	A B
3,000 万円未満 1,000 万円以上	市内	A B C

建設工事（建築一式工事）

発注金額	事業所の所在地	等 級
1 億円以上		経営事項審査総合評定値 により設定する
1 億円未満 5,000 万円以上	市内、準市内、県内	A B
5,000 万円未満 1,000 万円以上	市内、準市内、県内	A B C

建設工事（設備その他工事）

発注金額	事業所の所在地	等 級
5,000 万円以上		経営事項審査総合評定値 により設定する
5,000 万円未満 2,500 万円以上	市内、準市内、県内	A
2,500 万円未満 1,000 万円以上	市内、準市内、県内	A B

【改正案】

建設工事（土木一式、舗装工事）

発注金額	事業所の所在地	等 級
1 億 5 千万円以上		経営事項審査総合評定値 により設定する
1 億 5 千万円未満 1 億円以上	市内、準市内、 印旛郡市内、県内	A
1 億円未満 5,000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内	A B
5,000 万円未満 1,000 万円以上	市内	A B C

建設工事（建築一式工事）

発注金額	事業所の所在地	等 級
1 億 5 千万円以上		経営事項審査総合評定値 により設定する
1 億 5 千万円未満 5,000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内 、県内	A B
5,000 万円未満 1,000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内	A B C

建設工事（設備その他工事）

発注金額	事業所の所在地	等 級
5,000 万円以上		経営事項審査総合評定値 により設定する
5,000 万円未満 2,500 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内 、県内	A
2,500 万円未満 1,000 万円以上	市内、準市内、 印旛郡市内 、県内	A B

